（届出台帳の調製等）

第十五条の八　法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2　（略）

3　第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一～五　（略）

六　埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び量

七～十三　（略）

4　第一項の図面は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

5　（略）

別表第一（第一条の二関係）

一　水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設

二～七　（略）

八　農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

九　保健所

十　検疫所

十一　動物検疫所

十二　植物防疫所

十三　家畜保健衛生所

十四　検査業に属する施設

十五　商品検査業に属する施設

十六　臨床検査業に属する施設

十七　犯罪鑑識施設

別表第二（第一条の二関係）

	第一欄	第二欄
（略）	（略）	（略）

備考

1　この表に掲げる基準は、第一条の二第十七項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2　「検出されないこと。」とは、第一条の二第十七項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

（届出台帳の調製等）

第十五条の八　法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2　（略）

3　第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一～五　（略）

六　埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び量

七～十三　（略）

4　第一項の図面は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

5　（略）

別表第一（第一条の二関係）

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二～七	（略）

別表第二（第一条の二関係）

	第一欄	第二欄
（略）	（略）	（略）

備考

1　この表に掲げる基準は、第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2　「検出されないこと。」とは、第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。